



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

資料3

第43回復興推進委員会(2023-11-22)

# 帰還困難区域の 避難指示解除に向けた取組について

令和5年11月

# 帰還困難区域における避難指示解除に向けた取組について（1）

- 避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、除染やインフラ整備等を行い、令和2年3月までに避難指示を解除。
- 平成29年に、福島復興再生特別措置法を改正し、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
- 当該制度に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の計画を認定。本年（令和5年）5月までに、上記6町村の拠点区域（富岡町の一部区域※を除く）の避難指示を解除。

※富岡町の小良ヶ浜・深谷地区内の拠点区域（道路や墓地など）について、本年11月30日に避難指示を解除することが決定（11月21日に原子力災害対策本部決定）。



避難指示区域の概念図（令和5年5月1日時点）

区域	時期	対応
避難指示解除準備区域・ 居住制限区域	令和2年3月まで	全ての区域での避難指示解除を完了
帰還困難区域 特定復興再生 拠点区域  (葛尾村 大熊町 双葉町 浪江町 富岡町 飯舘村)	令和2年3月	J R 双葉駅・大野駅・夜ノ森駅周辺の避難指示を 先行解除
	令和4年6月	葛尾村及び大熊町で避難指示解除
	同年8月	双葉町で避難指示解除
	令和5年3月	浪江町で避難指示解除
	同年4月	富岡町（夜の森・大菅地区）で避難指示解除
	同年5月	飯舘村で避難指示解除
	同年11月（予定）	富岡町（小良ヶ浜・深谷地区内）で避難指示解除

避難指示解除のあゆみ（令和5年11月22日時点）

# 帰還困難区域における避難指示解除に向けた取組について（2）

- 帰還困難区域のうち、拠点区域外では、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民から「拠点区域外にある自宅に帰りたい」「元居た場所で生活を再開したい」との強いお声と共に、地元自治体から**避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望**を頂いてきた。
- このため、令和5年6月に福島特措法を改正し、**2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」制度を創設。
- 本年9月29日に、**大熊町及び双葉町の一部区域に係る「特定帰還居住区域復興再生計画」を認定**。今後、当該計画に基づき、本年度内に先行的な除染に着手し、インフラ復旧等の避難指示解除に向けた取組を実施。
- **令和6年度以降の本格的な除染**についても、帰還意向調査を実施した他の自治体も含めて来年度に開始することができるよう、なるべく早期の計画の策定に向けて、地元自治体と調整を実施。

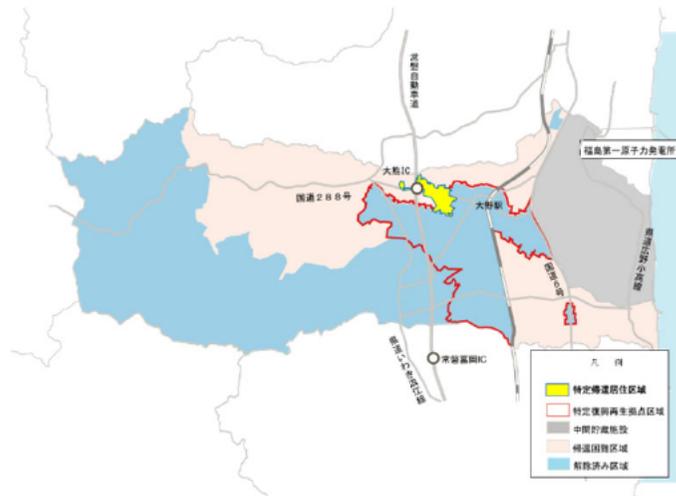
## 大熊町・双葉町の特定帰還居住区域復興再生計画の概要

### 【大熊町】

計画期間：令和5年（2023年）9月～令和11年（2029年）12月31日

対象区域：しものがみ下野上1行政区

主な事業：除染・家屋解体、道路・上下水道等のインフラ復旧 等



### 【双葉町】

計画期間：令和5年（2023年）9月～令和11年（2029年）12月31日

対象区域：しもながつか下長塚行政区、さんあざ三字行政区

主な事業：除染・家屋解体、道路・上下水道等のインフラ復旧 等

